前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

【趣旨】

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、 そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にして いくために、条例を制定することを宣言しています。

【説明】

前文は、子ども会議の議論に基づいて作られたものです。

子ども会議は、子どもの権利条例策定委員会の発案で作られた前文作成のための 子ども参加の会議で、公募による市内の小中学生、高校生世代の子ども26人で組

織されました。

この会議では、小金井市の子どもにとって大切なこととして、「愛情」、「意思」、「環境」が取り上げられ、これをキーワードとして、前文作りをすることとされました。取りまとめは、中学生、高校生世代が中心になって行い、最終的には子ども会議のメンバーの意見を聞きながら子どもの権利条例策定委員会で調整しました。

前文では、小金井市の子どもにとって大切なキーワードとされた「愛情」、「意思」、「環境」を、段落ごとにその内容が伝わるように表現しています。その中で、他者との関係について触れているところは、特に重要と考えます。①自分の意思が受け止められることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長できること、②より良い環境で育てられることで、経験を成長にいかすことができ、自分を表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長できること、③愛情をもって育てられることで意思を持ち、表現する環境があることで他者との共生に気付き、そして他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるよう成長できること、これらが子どものメッセージとして表現されています。

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

【趣旨】

第1条から第5条までは、総則の規定です。本条では、「条例が目指すこと」の 目的について定めています。

【説明】

(1) 一つ目には、大人と同じように子どもが権利の主体であるということに基づいて、 その子どもにとって大切な権利を、子どもにも大人にも分かるようにすることを目 的としています。

子どもが権利の主体であるということは、子どもの権利は与えられるのではなく、 生来持っている自分自身の権利が守られ、さらに、保障されるものであり、子ども の権利を自分で行使できるということでもあります。

子どもにも年齢差がありますので、子どもの年齢や成長に応じて、大人との関わりや子ども同士の関わり合いの中から社会の基本的な役割や責務(約束事)を知り、子どもの権利を行使できる力を育てることを求めています。

権利の行使は、しばしば他者の意見や権利と相反することがあります。私たちの 社会は、そうした場合に調整をしますし、子どもの場合も子どもにふさわしい方法 で調整される必要があります。また、子どもの権利の行使に際して、その子どもの 年齢や成長に応じて周りの大人によるふさわしい指導や助言が必要であり、周りの 大人がその行使を助けたり、子どもの権利の保障が義務付けられていることを知っ ておく必要があります。

子どもが権利の主体であることを、子どもがはっきりと意識できなかったり、行

使することが難しいのが現状です。こうしたことから、子どもにとって大切な権利 を子どもにも大人にも分かるようにすることを目的としています。

具体的には、第2章子どもにとって大切な権利の中で、子どもの大切な権利(第6条)、安心して生きる権利(第7条)、自分らしく生きる権利(第8条)、ゆたかに育つ権利(第9条)、意見を表明する権利(第10条)、支援を受ける権利(第11条)を定めています。また、第7条から第10条までの各条では、他人の権利に対する配慮についても併記しています。

- (2) 二つ目に、子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいか定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを求めています。子どもの権利は、これを保障することが強く求められていることが特徴です。具体的には、第3章家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障の中で、家庭での子どもの権利の保障(第12条)、育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障(第13条)、地域での子どもの権利の保障(第14条)を定めています。
- (3) 三つ目として、全ての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせる小金井をつくることを求めています。具体的には第4章において、子どもにやさしいまちづくりの推進について定めています。子どもにやさしいまちという考え方は、2002年の国連・子ども特別総会の「子どもにやさしい世界」を踏まえています。

(この条例で使われることばの意味、内容)

- 第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。
 - (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
 - (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
 - (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
 - (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人

【趣旨】

本条では、この条例で使われる四つのことば、「子ども」、「親等」、「育ち学ぶ施設」、「育ち学ぶ施設の関係者」の意味と内容について定めています。

【説明】

(1) 第1号では、子どもについて定めています。

「子ども」とは、児童の権利に関する条約(以下「条約」といいます。)第1条を踏まえ、18歳未満の者としました。また、「市とのかかわりを持っている人」とは、市民以外の18歳未満の者で、市内の育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所する者をいいます。

(2) 第2号では、親等について定めています。

「親等」とは、親及び親に代わって子どもを養育する者をいいます。

「親」とは、実父母及び養父母をいい、「親にかわって子どもを育てている人」とは、未成年後見人、里親、児童福祉施設の長などのことをいいます。

(3) 第3号では、育ち学ぶ施設について定めています。

「育ち学ぶ施設」とは、子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設をいいます。学校教育法に規定される学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園)、その他の学校(専修学校、各種学校)のほか、児童福祉法に規定される児童福祉施設(保育所、児童館、知的障害児通園施設)などがあります。これらの施設は、子どもが日常生活を主に過ごす場所であり、子どもの成長に影響を持つところです。

「入所し、通い、使用する」とは、その施設の目的のために継続して、又は恒常的に子どもが通うことを意味しますが、通うことが任意であるものであっても、児童館、放課後児童健全育成事業等子どもを対象に事業が行われる施設はこれに含ま

れます。

(4) 第4号の「育ち学ぶ施設の関係者」とは、第3号での育ち学ぶ施設における設置者、管理者及び職員などをいいます。

.....

(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

.....

【趣旨】

本条では、日本国憲法の基本的人権の尊重に触れ、命の大切さ、他人への思いやり、また、他者の人権の尊重について定めています。

【説明】

基本的人権としての権利の尊重と、人を思いやる心を育てることが大切であることを併記しています。権利の保障を踏まえた上で、権利の自覚と行使について社会的に熟成していない面も考慮して、他人の権利への配慮について特に取り上げています。

(みんなが果たさなければいけないこと)

- 第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。
- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と 心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。
- 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られる ようにしなければなりません。

【趣旨

本条では、関係者の、子どもの権利の保障に対する責務とその留意事項や、子どもの権利を行使するに当たって配慮しなければならないことを定めています。

【説明】

- (1) 第1項では、大人の責務について、「おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障する」ことを定めています。
- (2) 第2項の「子どもにとって最もためになることを第一に考えて」とは、条約第3条を踏まえ、子どもの最善の利益を第一義的に考慮することを求めています。

子どもの最善の利益については、条約で定めるように、子どもに関する全ての措置に対し、子どもに影響を与えるあらゆる場面での判断又は行動の具体的基準となるものです。

また、子どもは、0歳から18歳未満まで幅が広いことから、年齢と子どもの心 身の成長に配慮することを求めています。

- (3) 第3項では、子どもについて、権利意識の醸成の観点から、権利を行使するに当たっての配慮事項を定めています。配慮事項は、権利の主体として大切にされていること、自分が権利の主体であると同時に、他の全ての子どもが権利の主体であることを理解した上で、第1条で定めた大人との関わりや子ども同士の関わり合いの中で社会の基本的な約束事を知ることと、他者を思いやり、お互いの権利を尊重することを求めています。
- (4) 第4項の「市の計画や事業の中で」とは、子どもに関する計画や事業を含め、市 全般に関わる計画や事業において、子どもの権利について配慮を求めています。

(子どもの権利の普及)

- 第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利 について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。
- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
- 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、で きるだけ力を貸してその活動を助けます。

【趣旨】

本条では、この条例を実行性のあるものにしていくためにも、市が、子ども、市 民、家庭、学校、地域、行政などに、子どもの権利についての理解を深めるための 機会を作り、普及を図っていくことについて定めています。

【説明】

(1) 第1項では、子どもの権利について市民の理解を深めるための普及を図るよう定めています。

子どもの権利について、子どもも大人も、子どもが権利の主体であることに関して理解を深めるための普及・啓発が求められています。

(2) 第2項では、家庭、学校、地域で、子どもの権利についての学習などを積極的に 行えるよう、条件整備について定めています。

子どもの権利について、家庭、学校、地域などの身近な関係の中で、子どもが自 分や他者の権利を実感し、意識できることが求められています。

(3) 第3項では、子どもの権利を保障する立場にある人への研修の機会の提供について定めています。

育ち学ぶ施設の関係者や大人に対し、子どもが権利の主体であることに関して理解を深めるために研修の機会などを提供し、意識を高めることが求められています。

(4) 第4項では、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うときの市の支援について定めています。

自主的及び主体的に学ぶことが、子どもの権利の理解を深め、子どもの権利を基礎においた見方や取組を推進することから、自主的な学習への市の支援は大切なことだとしています。

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、 年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

【趣旨】

本条では、第1条の規定を受け、子どもにとって、特に大切な権利として保障することについて総則的に定めています。

また、その際には、年齢や発達に応じて配慮がされなければならないことを定めています。

【説明】

第2章中、本条を除く第7条から第11条までは、第1条(条例が目指すこと)「子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。」の規定を受け、子どもにとって、特に大切な権利の保障について柱となる5つの権利を総則的に定めています。

安心して生きる権利(第7条)、自分らしく生きる権利(第8条)、ゆたかに育つ権利(第9条)、意見を表明する権利(第10条)、支援を受ける権利(第11条)とし、さらに、第7条から第11条までの各条において、それぞれ関連する権利を挙げ、その保障について規定し、権利相互の関連性を示しているのが特徴です。

このように規定することにより、子どもにとって大切な権利を示すとともに、子どもの権利を個別化することなく、権利が保障される主体としての子どもの全体像を捉えています。

子どもの全ての権利をここで示しているわけではありませんし、また、子どもの 権利をここで挙げるものに限っているわけでもありませんが、今の小金井市の子ど もにとって大切な権利を表現しています。

また、子どもにとって、特に大切な権利として保障する際には、年齢や発達に応じてふさわしい配慮がされなければならないとしています。

(安心して生きる権利)

- 第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。
 - (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
 - (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
 - (3) 健康について気づかわれ、適切な医療が受けられること。
 - (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

【趣旨】

本条では、条約第6条の規定を踏まえ、今の子どもにとって安心して生きる権利 の保障と、これを保障するために、どのような権利が相互に保障される必要がある かについて定めています。

また、その権利を侵すような行為を行ってはならないとしています。

【説明】

(1) 本条では、安心して生きる権利として、「子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。」と規定しています。「ひとりの人間として」とは、一つの独立した人格として尊重されることで、子どもを権利の主体として位置付けています。「安全に、そして愛情に包まれて安心して生きる」の「安全」とは、身体に対する危害や危険を受けないこと、また、「安心」とは、精神的及び情緒的な不安や恐怖をもたらす脅威を受けないこと、さらに、安心のためには、精神的及び情緒的な安定を確保できる環境が必要との考えから「愛情に包まれて」と規定しました。子ども一人一人の尊厳である安心して生きる権利について、主に次の四つの権利が保障されなければならないと定めています。

なお、後段では、権利の相互尊重について触れており、年齢や成長に応じて、大 人との関わりや子ども同士の関わり合いの中で社会の基本的な約束事を知ること により、他者の権利を尊重することが求められています。

(2) 第1号「命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。」

の「命が守られ」とは、子どもが安心して生きるための根本的な条件であり、大切 な権利です。

「関連の深い条約 条約第6条 (生命に対する固有の権利)

(3) 第2号「いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。」も安心して生きるための大切な権利として定めています。

子どもに対する重大な権利の侵害である、いじめ、体罰、虐待、差別、暴力などから、身体的にも精神的にも、子どもは守られなければなりません。

それらは、子どもの成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることを十分 認識する必要があります。

[関連の深い条約] 条約第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

(4) 第3号「健康について気づかわれ、適切な医療が受けられること。」で、健康への配慮と適切な医療の提供は、子どもの成長過程における生きるための基本条件であり、安心して生きるための大切な権利として定めています。

[関連の深い条約] 条約第24条(健康を享受すること等についての権利)

(5) 第4号「愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。」についても、安心して生きるための大切な権利として定めています。

育てることの大切さと、育つ環境の大切さがうたわれています。

[関連の深い条約] 条約第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任 と国の援助)

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

【趣旨】

子どもが人格を尊重され、自分らしく生きるということは大切なことであり、そのために保障されるべき権利について定めています。

また、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはならないとしています。

【説明】

(1) 本条では、子どもは、かけがえのない一人の人として人格が尊重され、自分が自分であることを大切に一人の人として生きていくために、自分らしく生きる権利について、主に次の四つの権利が保障されなければならないと定めています。

なお、ただし書では権利の相互尊重について触れており、年齢や成長に応じて、 大人との関わりや子ども同士の関わり合いの中で社会の基本的な約束事を知ることにより、権利を使うとき、他者の権利を尊重することが求められています。

(2) 第1号で、「個性や他者との違いが尊重されること。」を自分らしく生きるために 大切な権利として定めています。

大人は、子どもを他の子どもと比べて、同じであることを求めたり、違うことに悩んだりすることがあります。また、子ども同士でも同様な傾向がありますが、個性や他者との違いを認め、尊重することが求められています。

[関連の深い条約] 条約第2条(差別の禁止)

(3) 第2号で、「プライバシーが守られること。」を自分らしく生きるための大切な権利として定めています。

「プライバシー」は侵されたくない私的な領域であり、精神的なよりどころとして、「自分らしく生きる権利」として大切です。

[関連の深い条約] 条約第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

(4) 第3号「安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。」は、自分らしく 生きるための居場所について定めています。

自分を休ませることは、身体的には活動から体を休めることであり、精神的には 不安や緊張から解放されることを意味しています。

(5) 第4号「自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。」は、自分らしく生きるために、個人の内心の尊重と保障について定めています。

気持ちや思っていることは、個人の人格の中心を成すもので、最大限保障されなければなりません。また、それを表現し、又は人に伝えることの重要性に鑑み、表現の自由についても定めています。

[関連の深い条約] 条約第13条(表現の自由)

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

【趣旨】

本条は、子どもがいろいろなことを身につけ、自分を豊かにしながら育つことが 保障されるための権利を定めています。

また、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはならないとしています。

【説明】

(1) 本条では、一人一人の豊かな育ちを権利として捉え、いろいろなことを身につける教育・文化の中身について、主に次の七つの権利が保障されなければならないと定めています。

なお、ただし書では、権利の相互尊重について触れており、年齢や成長に応じて、 大人との関わりや子ども同士の関わり合いの中で社会の基本的な約束事を知ることにより、権利を使うとき、他者の権利を尊重することが求められています。

(2) 第1号では、学ぶ権利について定めています。

子どもにとって、学ぶ権利は成長・発達する過程において、保障されなければならない最も大切な権利の一つとされています。

[関連の深い条約] 条約第28条(教育についての権利)

(3) 第2号では、遊ぶ権利について定めています。

子どもが、その年齢に適した遊びなどを通じて、いろいろな経験ができることは、 大切な権利とされています。

[関連の深い条約] 条約第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

(4) 第3号では、文化、芸術、スポーツに親しむ権利について定めています。 文化、芸術、スポーツなどに親しみ、経験を積み重ねることが豊かな育ちにつな がります。

[関連の深い条約] 条約第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

(5) 第4号では、仲間をつくり、何かのために集まる権利について定めています。 既存のものへの参加だけでなく、自主的に仲間をつくり、集まって、企画・実施 することや、地域などと関わることは、豊かな育ちにつながります。

「関連の深い条約 条約第15条 (結社及び集会の自由)

(6) 第5号では、自然に親しむ権利について定めています。

豊かな自然に接し、自然の厳しさや優しさを知り、地域環境の保全に自ら取組ができるように育っていくことが求められています。

[関連の深い条約] 条約第29条(教育の目的)

(7) 第6号では、必要な情報入手や、情報を利用する権利について定めています。 子どもが自ら考えたり、参加するために、情報を手に入れたり、上手に利用した りできるようになることが求められています。

[関連の深い条約] 条約第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)

(8) 第7号では、社会貢献の活動に参加する権利について定めています。

社会に貢献する活動に参加することを通じて、社会への認識を深め、多くの地域 の人々と関わりを持つことで豊かに育つことを求めています。 (意見を表明する権利)

- 第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。
 - (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
 - (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

【趣旨】

条約第12条の規定を踏まえ、本条では、子どもが自分に関係の深い事柄に関して自分の意見を表明することの権利保障について定めています。

また、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはならないとしています。

【説明】

(1) 本条では、子どもは自分に関係が深い事柄について自分の考えや意見を表明することができること、そのために主に次の二つの権利が保障されなければならないと定めています。

なお、ただし書では、権利の相互尊重等について触れており、年齢や成長に応じて、大人との関わりや子ども同士の関わり合いの中で社会の基本的な約束事を知ることにより、権利を使うとき、他者の権利を尊重し、信用を傷つけたり、公の秩序を乱すことを行ってはならないことが求められています。

(2) 第1号では、子どもは、自分の考えや意見が十分に表明できる機会が大切にされることについて定めています。

考えや意見が十分に表明できるよう、子どもに表明できる場への参加の機会を保障することと、子どもにとってやさしい条件整備が求められています。例えば、話しやすい雰囲気を作るなどです。

(3) 第2号では、子どもの考えや意見が、年齢や成長に応じて尊重される権利について定めています。

表明された子どもの意見と大人の考え方が一致しない場合に、尊重義務があることを十分踏まえた上で、子どもの年齢と成長に応じてどのように決定するか、きめ細かく配慮する必要があります。

しえん (支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

【趣旨】

子どもは、権利の主体として自らその権利を行使することができますが、年齢や成長、さらには置かれている状況などから十分に権利の行使ができずに困ったり、つらい気持ちになったとき、また、他者に迷惑を掛けたときなどには、適切な支援が受けられることについて定めています。

【説明】

子どもが権利を行使できずに困ったり、つらい気持ちになったときに力づけてあ げることが必要です。また、他者に迷惑を掛けたときには大人が寄り添うなど、子 どものニーズに則して、適切な支援を受けられると定めています。

支援の方法は、支援を必要としている事柄、その時の子どもの状況、保障又は実 現される権利の態様などにより様々です。 (家庭での子どもの権利の保障)

- 第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。
- 2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。
- 3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為 を行ってはなりません。
- 4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

【趣旨】

第2条の説明(2)で定めている親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い 責任と義務を負うこととしています。

子どもの健やかな成長のために、子どもの権利を保障することが大切ですが、子どもの生活の場は基本的には家庭であることから、家庭での子どもの権利の保障が大切になります。

子どもにどのような権利があり、それらをどのように保障するかについて親等が 認識し、助言し、支援します。その際、親等は子どもにとって最もためになること (子どもの最善の利益)を第一に考えなければならないことを定めています。

【説明】

(1) 第1項では、親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負うことについて定めています。

「最も重い責任と義務」とは、条約第18条の親等は、「児童の養育及び発達についての第一義的責任を有する」との規定を踏まえ、親等は、子どもの健やかな成長を保障するよう働きかける責任を負うものとし、権利を保障する点において義務を負っているということです。

(2) 第2項では、子どもが権利を行使するに当たって、子どもの年齢や成長に応じ、

助言をしたり、教え導いたりするなど、手助けをする必要があることを求めています。

子どもの権利行使を認めることは、子どもの言いなりになることにつながるのではないかという懸念がありますが、これは、いわゆるわがままを認めるものではありません。

(3) 第3項「親等は、育てている子どもに対し、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。」の「虐待など」については、児童虐待の防止等に関する法律(以下「法」といいます。)に規定する虐待及び学校教育法に規定する体罰を総称するものです。

法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としており、法第2条では、虐待について、身体的虐待、性的虐待、養育拒否・怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を挙げています。

また、体罰については、学校教育法第11条で禁止されています(校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。)。体罰とは、戒められるべき言動を理由とした身体的、肉体的苦痛を与える罰のことをいいます。

(4) 第4項では、市からの親等への情報提供や支援について定めています。

子どもの権利保障や健やかな成長のために、親等は重要な役割を果たさなければなりません。今、子どもを育てることが難しい時代になってきていることから、親等が愛情を持って子どもを育てるために、市が必要な情報の提供や支援をすることが重要です。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

- 第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる 限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、 虐 待や体罰など、子どもの権利を 侵すような行為を行ってはなりません。
- 5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り 扱 わなければなりません。
- 7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力 し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

【趣旨】

学校及び児童福祉施設などの育ち学ぶ施設の関係者(設置者、管理者、職員)は、 子どもの最善の利益を図りながら、それぞれの専門性をいかして、子どもの成長や 学習を支援することを定めています。また、学校及び児童福祉施設などの安全性の 確保、説明責任、情報管理、さらに、関係機関等との連携について定めています。

【説明】

- (1) 第1項では、育ち学ぶ施設が、子どもの成長・発達、子どもの学習の権利を保障する施設であることから、子どもが権利の主体であることを踏まえ、子どもの育ち、学びを引き出し、支援することを求めています。更に「その際、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。」としています。
- (2) 第2項では、障がいのある子どもへの配慮について定めています。

障がいのある子どもの権利が損なわれることなく、また、権利が十分保障されるよう配慮するとともに、権利の主体であることを踏まえ、子どもの力をできる限り引き出せるよう、育ち学ぶ施設の関係者が適切な支援を行うよう求めています。

(3) 第3項では、育ち学ぶ施設での事故の防止、安全の確保について定めています。 子どもが育ち学ぶ施設で、安心かつ安全に過ごせる条件を整えることが必要です。 育ち学ぶ施設での事故には、子ども同士の事件や事故、その施設での活動に起因す る事故、施設又はその設備に起因する事故などがあります。

育ち学ぶ施設の関係者は、最善の注意を払い、子どもに事故等が起こらないようにしなければなりません。その意味で、子どもの安心と安全のために、親等、市、関係機関、地域等関係団体が連絡・協力しあう体制を整え、それを保つよう求められています。

(4) 第4項では、育ち学ぶ施設での虐待や体罰の禁止を定めています。

しています。

第12条の説明(3)にあるように、法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としています。また、体罰についても学校教育法第11条で禁止しています。こうした虐待や体罰は、子どものしつけ、懲戒という理由であっても許されるものではありません。

- (5) 第5項では、育ち学ぶ施設での説明責任について定めています。 育ち学ぶ施設においては、育ち学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、 施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければならないと
- (6) 第6項では、育ち学ぶ施設における書類等の情報の管理及び取扱いについて定めています。

「書類等の管理及び取扱い」とは、職務上作成し、又は取得した文書を保有し、 利用、提供、保管、保存及び廃棄を意味します。

育ち学ぶ施設では子どもに関する個人情報を保有していますので、この個人情報 が漏えいしたり、不正に利用されないよう小金井市個人情報保護条例で定められて いる諸規定を遵守すべきものとしています。

(7) 第7項では、育ち学ぶ施設及び親等並びに市、関係機関、関係団体との連携、協力について定めています。

学校及び児童福祉施設等は、これまでも、親等、関係団体、関係機関、市との連携を図ってきましたが、子どもの権利を保障し、子どもが健やかに成長するよう、一層連携、協力を図る必要があります。

.....

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長で きるよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよ う努力しなければなりません。
- 3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加 のための手助けをするよう努力しなければなりません。
- 4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設 の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければ なりません。

.....

【趣旨】

地域において子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるために市民 がするべきことについて定めています。

【説明】

- (1) 第1項では、「子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう」市 民が努力しなければならないと定めています。
- (2) 第2項では、市民が、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、 それを保つことを定めています。

また、子どもの活動や育ち学ぶ施設等子どもの活動の拠点が、点としてではなく 面として広がっていくことが求められています。

- (3) 第3項では、市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加の手助けをするよう定めています。
- (4) 第4項では、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関及び関係団体との相互 の連絡、協力について定めています。

- 第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとって やさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。
- 2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう 努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子 どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。
- 3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

【趣旨】

子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるとの考えに立って、子どもにやさしいまちづくりを行うよう努めることについて定めています。さらに、市政への子どもの意見の反映を図り、また、身近な場所での参加を積極的に進め、子どもに関する施策を総合的に推進するため、市の組織を整えることを定めています。

※ 具体的には「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市子ども・子育て支援 事業計画)の推進

【説明】

(1) 第1項では、子どもの権利が保障されるまちづくりを行うよう、努力することを 定めています。

「やさしいまち」とは、第1条の説明(3)で述べたように、高齢者、女性、障がいのある方など全ての市民にやさしいまちを考えています。

(2) 第2項では、市政及び市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設での子どもの参加について定めています。

市は、市政及び市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設で、子どもの 考えや意見を十分に表すことのできる機会をつくるよう努力することを定めてい ます。

ちなみに、第10条で、子どもは、自分と関係が深い事柄について自分の考えや 意見を表明する「意見を表明する権利」を定め、同条第1号において、考えや意見 を十分に表すことのできる機会が大切にされることについて定めています。 (3) 第3項では、子どもに関する市の計画や対策が総合的に取り組めるよう、市の組織の整備を定めています。

子どもに関する施策が多くの行政分野にわたり、しかも相互に関わっていることから、総合的に子どもの視点から実施する必要があります。

子どもに関し総合的に支援する計画については、本条例制定以降、次世代育成支援対策推進法(平成15年)に基づく「のびゆくこどもプラン 小金井(旧)」により推進体制を整備してきましたが、子ども・子育て支援法(平成24年8月)を含む子ども・子育て関連3法により教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務となったことから、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市子ども・子育て支援事業計画)により推進体制を整備しています。

なお、「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市子ども・子育て支援事業計画) の進捗状況については、毎年公表することが義務付けられています。

- 第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または 権利の侵害から救われるよう求めることができます。
- 2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。
- 3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要がある と判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

【趣旨】

子どもが受ける権利の侵害について、相談窓口を設置し、適切な救済を図ることは、子どもの権利保障にとって大切なことです。

相談と救済については、具体的に規定していませんが、子どもの権利侵害に関して、相談窓口を設置し、救済の必要な場合に関係機関と協力しあって連絡をとり、 適切な措置をとることを定めています。

【説明】

(1) 第1項では、市が、子どもや子どもに関わりを持つ大人から相談を受けることを 基本とし、救済を要するかどうか適切に判断し、必要な措置をとることが定められ ています。

子どもからの相談内容は、子ども同士、親子関係、学校関係、地域関係等さまざまな相談が市に寄せられます。こうした相談に対し、市は適切に解決を図るとともに、虐待などによって「支援を必要とするあらゆる児童」を見落とさないことが大切です。

本項では、子どもの権利侵害に関する相談と救済について、具体的な仕組みや措置について規定していませんが、子どもの権利の保障に実質的に効果のある総合的な相談窓口の設置や、救済が必要な場合の適切な措置が求められています。

(2) 第2項では、子どもの権利の侵害に関する相談について、速やかに対応することを定めています。

「相談について速やかに対応する」とは、救済が必要な場合に、相談を受ける側が権利侵害の認識を持った上で、関係機関が連携し協力しあって速やかに適切に措置することを意味します。

(3) 第3項では、子どもや親等から救済を求められたとき、又は子どもを救う必要があると判断した場合に、適切な措置をとることを定めています。

子どもの権利に関することがあらゆる分野にわたり、また、相互に関連していることから、その救済に当たって、市は権利侵害の認識を持ち、関係機関や関係団体と連絡し協力する必要があります。

第6章 雑則		
第17条 この条例に定める [*] 定めます。	もののほかに必要な事項は、	市長および教育委員会等が
付 則		
この条例は、公布の日から加	しこう 施行します。	
【趣旨】		

【説明】

この条例の施行期日は、公布の日からです。

この条例の施行期日を定めるものです。

小金井市 子どもの権利に関する条例の手引き (一般用) (平成29年7月)

発行 小金井市子ども家庭部児童青少年課

住所 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話 042-387-9847